



令和2年度 第4回鳥取市男女共同参画審議会

日 時 令和2年11月26日(木)

午前10時00分～12時00分

場 所 鳥取市役所本庁舎6階第4会議室

日 程

1 開 会

2 あいさつ

3 報告事項

- ・市民政策コメント実施結果について

4 議題

(1) 「第4次鳥取市男女共同参画かがやきプラン」(案) について

① 市民政策コメント意見に対する考え方について・・・・・・・・・・〔資料1〕

② 市民政策コメント意見を踏まえたプランの修正について・・・・・・・・〔資料2〕

5 その他

6 閉 会

鳥取市男女共同参画審議会委員名簿

任期：令和2年8月1日～令和4年7月31日
(順不同、敬称略)

No.	役職	所属団体・役職名等	氏名
1	委員	学識経験者（元小学校長）	米澤 洋子
2	委員	鳥取市公民館連合会理事 （東郷地区公民館長）	中嶋 大地
3	委員	学識経験者（元男女共同参画登録団体会長）	谷口 尚子
4	委員	鳥取労働局雇用環境・均等室長	周藤 明美
5	委員	鳥取県女性活躍推進課課長補佐	宮脇 浩介
6	委員	鳥取市男女共同参画登録団体連絡会会員	徳田 純子
7	委員	部落解放同盟鳥取市協議会女性部副部長	山崎久美子
8	委員	鳥取市自治連合会副会長	土橋 周美
9	委員	Tottori Mama's 代表	中井 みずほ
10	委員	鳥取市小学校長会 （宝木小学校長）	田中 幸子
11	委員	鳥取商工会議所 （山野商事㈱代表取締役）	嶋田 耕一
12	委員	連合鳥取東部地域協議会副議長	藤田 浩二
13	委員	公 募	田中 忠義
14	委員	公 募	福田 克彦
15	委員	公 募	三谷 浩子

事務局

人権政策局 局長	武田 敏男
男女共同参画課 課長	池上 朱美
男女共同参画センター 所長	安本 哲哉
男女共同参画課 課長補佐	山根 径
男女共同参画課 主任	山内 倫代
経済・雇用戦略課 次長	中村 理人
経済・雇用戦略課 係長	保木本 淳

「第4次鳥取市男女共同参画かがやきプラン（仮称）」（案）
についての市民政策コメント実施結果

- 1 募集期間 令和2年9月23日（水）～10月20日（火）
- 2 提出期限 令和2年10月20日（火）必着
- 3 資料の提供
 - ・市役所本庁舎 1階 総合案内
 - ・市役所本庁舎 4階 男女共同参画課
 - ・市役所駅南庁舎 1階 総合案内
 - ・各総合支所市民福祉課
 - ・男女共同参画センター（鳥取大丸5階）
 - ・各地区公民館
 - ・市ホームページ
- 4 意見提出 提出人数 3人
提出件数 12件

第4次鳥取市男女共同参画かがやきプラン（案）に対する市民政策コメントと本市の考え方について

資料1

このことについて、令和2年9月23日（水）から令和2年10月20日（火）まで実施したところ、12件のご意見・ご質問等をいただきました。

ご意見・ご質問等の内容とそれに対する本市の考え方は次のとおりです。

※公表に際しては一部を要約しているものがございしますが、所管課及び関係機関へは原文のまま伝達しております。ご了承ください。

（R2.11.2現在）

番号	ページ	いただいたご意見・質問等	ご意見・質問等への本市の考え方	担当課
第1章 プランの策定に当たって				
1	1	<p>「男女共同参画とは」について 「その人生の生き方や行動が制限されることなく・・・」は、「生き方や表現・行動」に変えたらどうでしょう。（理由は、行動だけでなく、表現・表情・しぐさも男・女のらしさが求められているからです）。「男女がよきパートナーとして・・・」は、「互いがよきパートナー・・・」に変えたらどうでしょう。（理由は、マイノリティであるLGBTの方たちが、パートナーとする相手は、《男》《女》として二者択一的に区分けしていいものかどうか、疑問があります。こうした人たちを「男女」で括ってしまったら、『男女共同参画社会』によって、排除することになるのではないかと、危惧します。たしかに男と女は圧倒的多数かも知れませんが、男と女で言い切ってしまった場合、マイノリティの人たちの人権はどう扱われるのでしょうか、ここは慎重に当事者の人たちの意見を聞いてみる必要があると思います。</p> <p>「・・・といった考え方は、一つの間違うと、自分だけではなく、周りの人々の生き方や行動を制限し、それぞれが持つ個性や能力を発揮しづらくさせてしまう可能性があるのです」の文章は、「・・・それぞれが周りの人たちがもっている個性や能力を発揮しづらくするだけでなく、時には相手の人権を傷つける場合があります。」と、変えたらどうでしょうか。（理由は、「男」「女」と決めつけたり、分けることは、根本的には人間としての個人の尊厳を無視していることではないかと思うからです。それに関連して、「一人ひとりが自分のこととして考え行動することが・・・」という点も、「一人ひとりが個人の尊厳を大切にしてお考え行動することが」と、下記改めるのが、適切ではないかと思えます。</p>	<p>第4次かがやきプランの中で、男女共同参画社会とは「だれもが、互いに人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することが出来る社会」としており、その実現に向けた取組を進めることとしています。男女共同参画について理解と共感を高める取り組みを進めるため、あえて「男女」という表現を使用している場合もあります。</p>	男女共同参画課

番号	ページ	いただいたご意見・質問等	ご意見・質問等への本市の考え方	担当課
【目標2】子どもの頃からの男女平等の推進				
2	18	<p>「小・中学校等における人権学習の充実」について(※元教職の経験による意見)学校では人権教育について年間カリキュラムを編成して様々な人権教育について学習しています。近年、新しい人権問題が次々と取り上げられているが、その根本となる同和問題の学習が希薄になっています。各校の人権教育のカリキュラムの点検・指導をされてはいかがでしょうか。</p>	<p>人権教育の年間指導計画等については、教育委員会が各学校の内容を確認し、必要があれば指導も行っているところでは、各学校における人権教育については、義務教育9年間の中で様々な人権について発達段階に応じた内容で学習しており、同和問題についても学習指導要領に則って引き続き学習を進めていきます。</p>	学校教育課
【目標3】働く場における女性の活躍推進				
3	13	<p>最後の「このため、働き方改革の推進や、女性の職域拡大及び管理職の登用を進める企業の取り組みを推進するなど、女性が活躍できる職場環境づくりに取り組みます。」という文章についてです。まず、この文章の主語、「取り組む」主体者は誰でしょうか、鳥取市でしょうか、企業でしょうか。また文章表現としても、「働き改革の推進」と「女性の職域拡大及び管理職の登用を進める企業の取り組みを推進するなど」と並列的ですが、文章的には混合した表現です。主語、主体者が明確になれば、おのずと表現は修正できると思います。</p>	<p>いただいたご意見を参考に次のとおり改めます。 ※「このため、働き方改革を推進するとともに、企業に対して女性の職域拡大及び管理職の登用について働きかけるなど、女性が活躍できる職場環境づくりに取り組みます。」</p>	男女共同参画課 経済・雇用戦略課

番号	ページ	いただいたご意見・質問等	ご意見・質問等への本市の考え方	担当課
【目標4】地域・社会活動における男女共同参画の推進				
4	14	「このため、多様な主体が連携・協働しながら地域の課題を解決できるよう・・・」の文章の「多様な主体」が抽象的であり、「連携・協働しながら」は、誰と行うのでしょうか、不明です。これらをわかりやすく表現してください。	「多様な主体」について、次のとおり注釈を記載します。 ※鳥取市自治基本条における、市民及び市のこと。「市民」とは、市内に在住する人、市内で働き、若しくは学ぶ人又は市内において事業若しくは活動を行う団体をいい、「市」とは議会及び執行機関をいう。	協働推進課
5	20	「地区公民館における男女共同参画研修等の実施」について、「地域における政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図るため」とありますが、区長や公民館長等について各町内会から選出されるのは、ほとんどが男性です。公民館よりも、自治連やまちづくり協議会への研修を実施されるべきだと考えます。	「地区公民館における男女共同参画研修等の実施」は、社会教育の拠点である地区公民館を活用し、地域の皆様を対象とした研修等を実施することで、地域・社会活動における男女共同参画の推進や意識の醸成を図ることを目的としています。	協働推進課 生涯学習・スポーツ課

番号	ページ	いただいたご意見・質問等	ご意見・質問等への本市の考え方	担当課
【目標5】男女間の暴力の発生を防ぐ環境整備について				
6	21	「若い世代へのDVに関する啓発講座の実施」について、人権擁護委員をしていた時、中学校のPTA役員に対してDV防止研修会を行った。若い世代への啓発と合わせて、中・高生の保護者に対する啓発講座が必要と考える。	貴重なご意見ありがとうございます。中・高生の保護者会や関係機関と連携して取組を進めます。	人権推進課 男女共同参画課
【目標7】乳幼児から高齢者まで健康で豊かな生活を送るための支援				
7	15	「男女が・・・人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、・・・」という文章です。ここで、男女という表現について、やはり一つで括って、マイノリティのLGBTの人たちを考慮しない表現に受け止めます。「私たちは、一人ひとりの身体や心の特性を十分理解し合い、人権を尊重しつつ、個人の尊厳を大切に生きていくことは・・・」に変えたらどうでしょうか。なおも「思いやり」は、心であり、前述の言葉と同じ表現になるために、削除します。	第4次かがやきプランにおいて、男女共同参画社会とは「だれもが、互いに人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することが出来る社会」とし取組を進めて行くこととしています。男女共同参画について理解と共感を高める取り組みを進めるため、あえて「男女」という表現を使用している箇所もあります。	人権推進課 男女共同参画課

番号	ページ	いただいたご意見・質問等	ご意見・質問等への本市の考え方	担当課
【目標8】だれもが安心して暮らせるまちづくり				
8	15	<p>《 1行目から4行目 》</p> <p>①「個人や世帯」のなかの「世帯」はどういう意味で使われていますか？個人や「家庭」に直されたらどうでしょうか？</p> <p>②「全国的に、個人や世帯の抱える生活課題は複雑化し、さらに外国人住民の増加に伴う社会的ニーズの多様化も予想されます。」の文章です。現状の認識を表現されようとしておられますが、「今日の日本社会は」と主語を明確にした方が分かりやすいと思います。</p> <p>③「さらに、外国人住民の増加に伴う社会的ニーズの多様化も予想されます。」とありますが、主語は、何でしょうか。地方の鳥取市でも「外国人住民の増加が予想される」というその根拠は何でしょうか。また、「社会的ニーズ」とは何でしょうか。そう言える根拠を示す必要があると思います。</p> <p>④「多様な性について正しい知識がないため、当事者は生きづらさを感じ周囲の人たちも対応に困ることがあります」という文章です。これは、誰のことを表現していますか？性的マイノリティの人たちであるなら、主語として、表現したほうが分かりやすい。</p>	<p>①「世帯」という表現は、その前に記載している社会的背景(例えば、ひきこもり世帯、生活困窮世帯など)を受けて使用しています。</p> <p>②全国的な現状認識を示しており、現在の表現で問題ないと考えます。</p> <p>③「さらに・・・」も、全国的な現状認識として示しています。また「社会的ニーズ」は、日常生活に関することだけでなく、国の方針として必要とされている、「災害時」や「医療現場」における多言語対応なども想定しています。</p> <p>④「多様な性」について、次のとおり注釈を記載します。 ※性のあり方には、身体の性以外にも様々な要素があり、大きく4つの要素(身体の性別、性自認、性的指向、表現する性別)から成り立っている。その組み合わせによって様々なセクシュアリティ(性のあり方)が形作られており、性的マイノリティ(LGBT)や性的指向と性自認(SOGI「ソジ」)などの用語がある。</p>	<p>人権推進課 男女共同参画課</p>

番号	ページ	いただいたご意見・質問等	ご意見・質問等への本市の考え方	担当課
9	15	<p>《 5行目から6行目 》</p> <p>①「安心して暮らすことが出来るように支援を行う必要があります」とありますが、主語は、どうも経済的な困難にある市民に受け取れます。精神的な困難も個々別々に抱えておられる人たちです「・・出来るように支援を行う必要があります」が、どんな支援かを少しでも明記したほうが分かりやすい。</p> <p>②差別や偏見は、性的マイノリティの人たちに限らず、存在します。生活保護の利用者に対しても、誤解、偏見がなお今日現存しています。犯罪者、ハンセン病などの方など、人権施策の基本方針【第2次改訂】でも明らかです。</p>	<p>①【目標8】では「だれもが安心して暮らせるまちづくり」を推進するため「さまざまな状況におかれている人」について記載しています。また、安心して暮らすことが出来るための支援は、具体的な取組内容としてP23～24に記載しています。</p> <p>②第4次かがやきプランでは、鳥取市人権施策基本方針【第2次改訂】にもあるように、さまざまな人権問題のひとつとして男女共同参画に関する取組を進めています。</p>	人権推進課 男女共同参画課
【目標9】男女共同参画の視点に立った防災活動の推進について				
10	24	(1)「防災に関する政策及び方針決定過程における女性参画の推進」の内容部分が、抽象的な表現のため良く解らない。具体的な数字などがあると解りやすいと思う。	本市の男女共同参画を推進するため、第4次かがやきプランでは9つの目標を定めています。その目標に対する効果を測るため数値目標を設定し、毎年度の取組状況と併せて本市の公式ウェブサイトへ掲載することとしています。	危機管理課
11	25	(2)「女性の視点を取り入れた災害対応力の強化」について、女性の防災リーダー育成が急務であると過去にも提言しましたが、前進の様子が見られない。今までの取り組み実績を明らかにするとともに、具体的に推進計画をお示しいただきたい。		危機管理課 男女共同参画課
第6章 プランの推進と点検・評価				
12	26	「審議会」や「推進会議」で議論されるのも結構ですが、何をどう変えて、どんな成果があったのか、市民へ明確に示すことも大切です。	本市では、第4次かがやきプランの進捗状況を市民と共有するため、毎年度の取組状況や数値目標の達成状況を公表することとしています。	男女共同参画課



第4次鳥取市男女共同参画かがやきプラン

(令和3年度～令和7年度)

鳥 取 市

目 次

第1章 プランの策定に当たって.....	1
1 男女共同参画とは.....	1
2 男女共同参画社会の実現に向けた社会的背景.....	1
3 本市の動きとプラン策定の趣旨.....	2
4 プランの期間.....	3
5 プランの位置付け.....	3
第2章 男女共同参画推進に向けた本市の状況.....	4
1 人口等の状況.....	4
2 就業の状況.....	6
第3章 意識調査の概要.....	8
1 調査の実施について.....	8
2 調査の結果について.....	8
第4章 プランの基本的な考え方.....	11
1 基本理念.....	11
2 施策体系.....	11
3 各テーマにおける目標.....	12
第5章 プランの展開.....	17
テーマ1 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	
目標1 男女共同参画への理解促進.....	17
目標2 子どもの頃からの男女平等の推進.....	18
テーマ2 男女がともに活躍できる環境づくり…「女性活躍推進法」に定める市町村推進計画	
目標3 働く場における女性の活躍推進.....	18
目標4 地域・社会活動における男女共同参画の推進.....	20

テーマ3 男女間におけるあらゆる暴力の根絶…「DV防止法」に定める市町村推進計画

目標5 男女間の暴力の発生を防ぐ環境整備 21

目標6 被害者に対する支援の推進..... 21

テーマ4 安全・安心に暮らせる社会づくり

目標7 乳幼児から高齢者まで健康で豊かな生活を送るための支援..... 22

目標8 だれもが安心して暮らせるまちづくり 23

目標9 男女共同参画の視点に立った防災活動の推進..... 24

第6章 プランの推進と点検・評価 26

1 プランの推進 26

2 プランの点検・評価..... 26

参考資料 27

1 諮問書・答申書 27

2 鳥取市男女共同参画審議会委員名簿..... 28

3 鳥取市男女共同参画審議会検討経過..... 29

4 鳥取市男女共同参画推進条例..... 29

5 男女共同参画都市宣言..... 33

6 本市のこれまでの取組..... 34

7 世界、日本、鳥取県のこれまでの動き..... 35

8 関係法令..... 38

9 用語解説..... 56

作成中

第1章 プランの策定に当たって

1 男女共同参画とは

男女共同参画（Gender equality）は、英語を直訳すると、ジェンダーの平等を意味します。では、ジェンダーとは何でしょうか？

ジェンダー（gender）は、一般的に社会的性別とも言われ、「男らしさ」や「女らしさ」についてのイメージや意識、考え方のことを指します。これは、服装や髪形などのファッションから、言葉遣い、職業選択、家庭や職場での役割や責任の分担にも及び、さらに、人の心の在り方や、コミュニケーションの仕方にまで反映されます。

男女共同参画とは、「男だからこうあるべき」とか「女だからこうあるべき」といった考え方によって、その人の生き方や行動を制限されることなく、男女がよきパートナーとしてお互いに尊重しあい、性別に関わらず、さまざまな生活の場面で、一人ひとりの個性や能力を十分に発揮できるようにすることです。

「男は仕事、女は家庭」に代表されるような「男性（女性）とはこういうもの（こうあるべき）」といった考え方は、ひとつ間違えると、自分だけでなく、周りの人々の生き方や行動を制限し、それぞれが持つ個性や能力を発揮しづらくさせてしまう可能性があるのです。

例えば、「女性だから、家事や育児が得意でなければ、ダメだ」とか、「男性だから仕事をして家族を養うのが、あたり前だ」などと言われてしまう社会はどうか？

一人ひとりが自分のこととして考え行動することが、男女共同参画を進める第一歩です。

2 男女共同参画社会の実現に向けた社会的背景

男女共同参画社会とは「だれもが、互いに人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することが出来る社会」です。

男女共同参画社会の実現は、少子高齢化が進み人口減少社会となった我が国において社会の多様性と活力を高め、我が国の経済を力強く発展させる観点や、男女間の実質的な機会の平等を担保する観点から極めて重要であり、国は、社会全体で取り組むべき最重要課題として位置付けています。

国際的には、平成27（2015）年に、国連が提唱した「SDGs（持続可能な開発目標）」の1つとして“ジェンダーの平等”が掲げられ、すべての女性と女兒に対する差別や暴力をなくすこと、介護や家事などの無償労働を認識・評価すること、また意思決定における女性の参加とリーダーシップの機会を確保することなど、さまざまな視点から男女平等に向けた取り組みが積極的に進められています。

我が国では、平成27（2015）年8月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下、「女性活躍推進法」といいます。）」※1が成立し、同年12月には「第4次男女共同参画基本計画」※2が策定されました。また、平成30（2018）年7月には「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」※3が成立するなど、男女共同参画やワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）※4の推進に向けた取り組みが進められています。

さらに、「第5次男女共同参画基本計画」の策定を控えた令和2年7月に「女性活躍加速のための重点方針2020」を決定し、女性活躍の輪を一層広げていくことを目指すなど、男女共同参画社会の実現をさらに加速させる取り組みを進めています。

3 本市の動きとプラン策定の趣旨

本市においては、平成11（1999）年8月に初めて「鳥取市男女共同参画いきいきプラン」を策定して以降、数次にわたってプランを策定し、男女共同参画社会を実現するための施策に取り組んできました。この間、男女共同参画に関する新たな関係法令の施行や重要課題を検討する専門調査会の開催など、国の動きが加速していることを踏まえ、本市の男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを、さらに実効性の高いものとするため、第3次かがやきプランの計画期間満了に伴い、新たに「第4次鳥取市男女共同参画かがやきプラン」（以下、「本プラン」といいます。）を策定します。

-
- ※ 1 自らの意思によって働く女性の、個性と能力が十分に発揮されるよう基本方針を定め、事業主行動計画等の策定を促し、女性が活躍するために解決すべき課題に対応する効果的な取り組み等を規定した。
 - ※ 2 男女共同参画社会基本法に基づき、令和7年度末までの「基本的な考え方」と、令和2年度末までの「施策の基本的方向」及び「具体的な取り組み」を定めた。
 - ※ 3 それぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会の実現を目指して、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等のための措置が講じられた。
 - ※ 4 仕事と家庭生活の両方を充実させることにより、相乗効果を生み出すという考え方。

4 プランの期間

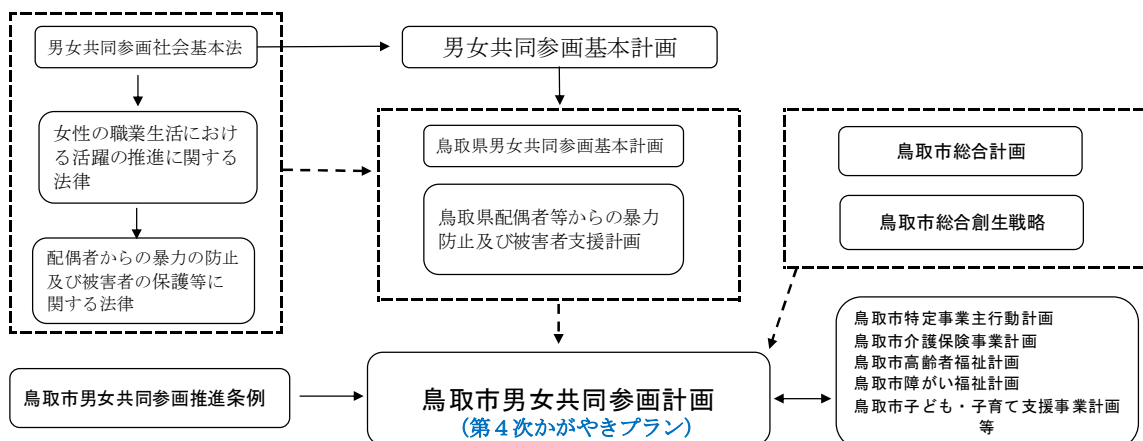
本プランは、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間を計画期間とします。なお、社会情勢の変化や制度等の改正、本市の現状の変化等によっては、期間中であっても取り組み内容等を見直す場合があります。

5 プランの位置付け

本市では、平成14（2002）年に「鳥取市男女共同参画推進条例」を制定し、市、市民、事業者等が協力して男女共同参画を総合的かつ計画的に推進する取り組みを進め、男女共同参画社会の実現を目指しています。

本プランは、「男女共同参画社会基本法」、「女性活躍推進法」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律※1（以下、「DV防止法」といいます。）」などに基づき策定される国や県の計画を勘案して策定するとともに、プランの一部を「女性活躍推進法」第6条第2項及び、「DV防止法」第2条の3第3項における市町村推進計画として位置付けることとしました。（P.11参照）

また、本市が別に策定する「鳥取市総合計画」をはじめ、子育て支援を総合的に取り組むための「鳥取市子ども・子育て支援事業計画」、高齢者が安心して暮らしていけることができるよう取り組むための「鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画」、障がいのある人への施策を総合的・計画的に推進するための「鳥取市障がい福祉計画」や「鳥取市障がい児福祉計画」など、他の計画との整合性も図っていきます。



※ 1 配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律。被害者の対象は、配偶者（事実婚、元配偶者も含む。）からの暴力被害者、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係（元交際相手も含む。）にある者からの暴力被害者。

第2章 男女共同参画推進に向けた本市の状況

1 人口等の状況

(1) 人口・世帯数の推移

本市の人口は、少子・高齢化に伴い、平成17年（2005年）の国勢調査人口20万1,740人をピークに減少傾向となっています。さらに、令和3年3月に改定を予定している鳥取市人口ビジョン※1の人口の将来展望では、令和12年（2030年）に17万7,621人まで減少すると見込んでいます。

また、世帯数は、過去の推移から令和7年には7万6,037世帯、1世帯あたりの世帯人員は2.40人程度になると予測され、今後もさらに核家族化が進み、特にひとり暮らし高齢者世帯や高齢者のみ世帯が増加すると見込んでいます。



資料：人口及び世帯数は、平成17年～平成27年は国勢調査、令和2年以降は「鳥取市人口ビジョン」の人口等の将来展望。

※（ ）は1世帯あたりの構成員数。

※1 本市の人口の現状を分析し、めざすべき将来の方向と人口の将来展望を示したもの。（令和3年3月改訂予定）

(2) 人口動態

出生と死亡の差から見る自然動態は、少子・高齢化により近年マイナスで推移しています。さらに、転入・転出者の差から見る社会動態についても、就職や進学による若者の大都市圏への流出によって転入者数を転出者数が上回り、マイナスが続いています。



資料：鳥取県人口移動調査（年報）（鳥取県公表）

(3) 女性相談の状況

女性からの育児や家庭内での困りごとなどに関する相談件数は、増加傾向にあります。また、DVなど女性に対する暴力に関する相談件数も増えており、平成30年度は、前年度より120件も多く相談が寄せられています。

(件)

		平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)
内容	DVに関する相談	173	235	147	271	391
	その他の相談	899	927	919	850	927

※家庭・女性相談の実績／鳥取市こども家庭相談センター（H29以前は、こども家庭課）より

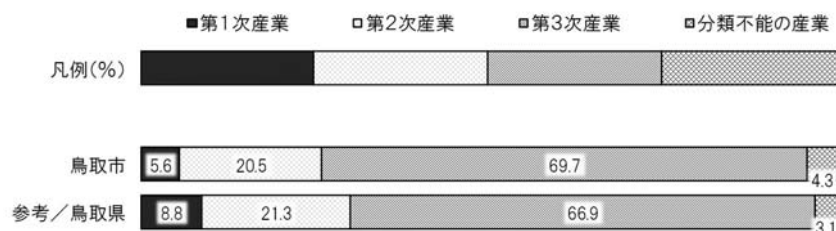
2 就業の状況

(1) 就業構造

本市の産業別就業者構成比をみると、平成27（2015）年では第1次産業の割合が5.6%、第2次産業が20.5%、第3次産業が69.7%となっています。

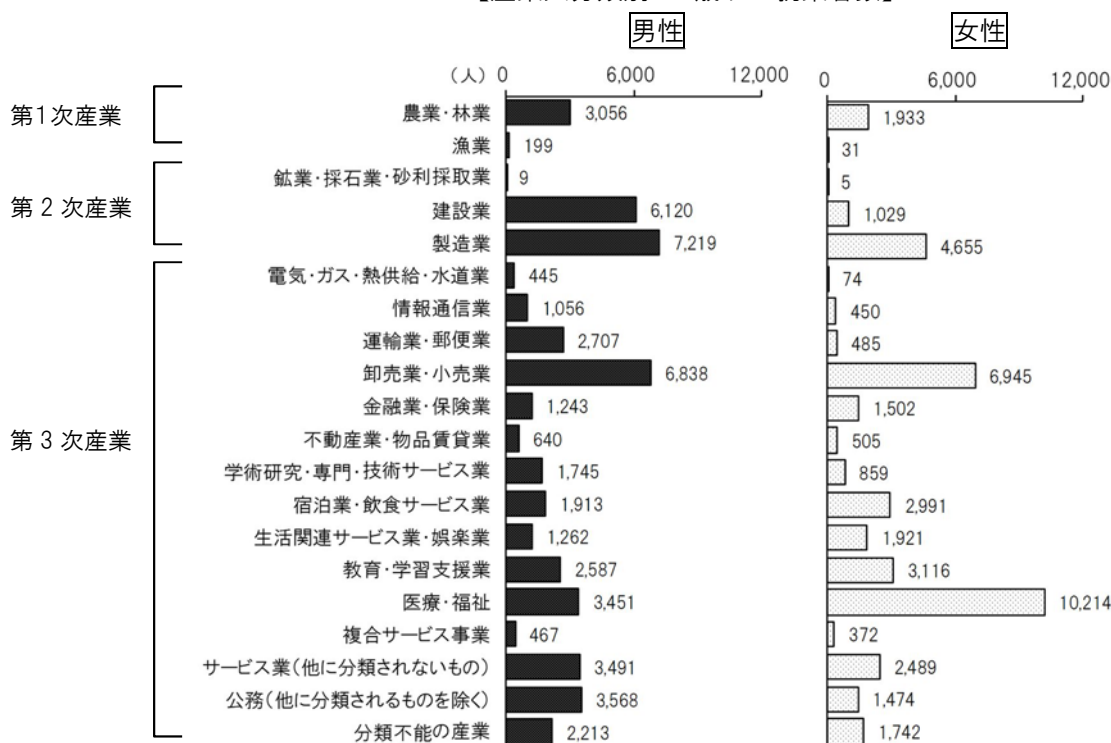
また、産業大分類別でみると、男性は女性に比べ「製造業」「建設業」などが多く、女性は「医療・福祉」「宿泊業、飲食サービス業」が男性を大きく上回っています。

【産業別 15 歳以上就業者構成比】



資料：国勢調査（平成27（2015）年）

【産業大分類別 15 歳以上就業者数】



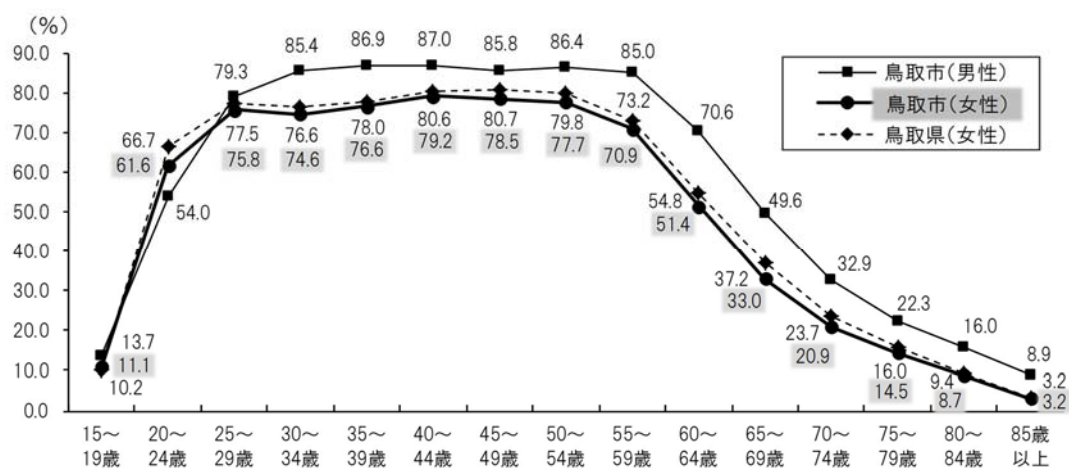
資料：国勢調査（平成27（2015）年）

(2) 年齢別就業率

本市における女性の就業率は、平成 22（2010）年に比べ全体的に増加しており、共働き世帯が増えていることがうかがえます。

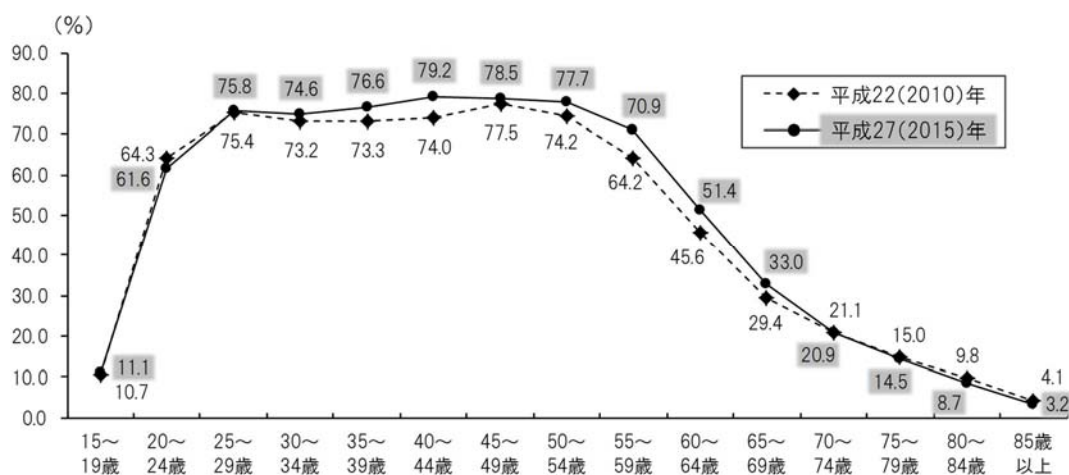
また、本市では「M字カーブ※1」の傾向はほとんどみられず、5年前と比較して、着実に女性の社会参加が進んでいます。

【年齢別就業率（県比較）】



資料：国勢調査(平成 27(2015)年)

【女性の年齢別就業率（経年比較）】



資料：国勢調査(平成 22(2010)年、平成 27(2015)年)

※1 日本の女性の就業率を年齢階級別にグラフ化したとき、例えば 30 歳代前半を谷とし、20 歳代後半と 30 歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になること。

第3章 意識調査の概要

1 調査の実施について

市民の男女共同参画に関する意識や、市内企業の男女共同参画の実態について把握し、課題や効果等について検証するとともに、今後の施策及び新たなプランの基礎資料とするため意識調査を実施しました。

◆男女共同参画に関する市民意識調査

	平成21(2009)年度	平成26(2014)年度	令和元(2019)年度
調査期間	11月～12月		
調査方法	郵送による配布、回収		
調査対象	20歳以上の市民2,000人 (男女1,000ずつ)		18歳以上の市民2,000人 (男女1,000ずつ)
対象者区分	20歳代、30歳代、40歳代、 50歳代、60歳代、70歳以上(6区分)		10歳代、20歳代、30歳代、40歳代、50歳代、 60歳代、70歳以上(7区分)
回答者数	1,105人	776人	709人
回収率	55.25%	38.8%	35.5%

◆企業における男女共同参画に関する調査

	平成21(2009)年度	平成26(2014)年度	令和元(2019)年度
調査期間	11月～12月		
調査方法	郵送による配布、回収		
調査対象	市内の常用雇用者10人以上の事業所500社 鳥取商工会議所の企業名簿より 無作為抽出		鳥取市に法人登録している企業より 無作為抽出
対象者区分	①建設業、②製造業、③電気・ガス・水道業、④運輸・通信業、⑤卸売・小売業、飲食業、 ⑥金融・保険業、⑦不動産業、⑧サービス業、⑨その他		
回答者数	267社	198社	194社
回収率	53.4%	39.6%	38.8%

2 調査の結果について

(1) 固定的な性別役割分担について「男は仕事、女は家庭」という考え方について。

◆同感、どちらかといえば同感 (%)

	全体	男性	女性
令和元年度	10.9	13.8	9.1
平成26年度	17.3	20.5	15.1
平成21年度	21.7	27.6	17.3

◆反対、どちらかといえば反対 (%)

	全体	男性	女性
令和元年度	55.6	53.1	59.1
平成26年度	50.0	48.3	51.0
平成21年度	43.0	40.7	44.8

(2) 10年前に比べて男女平等が進んだと思いますか。

◆大いに進んだ、やや進んだ (%)

	全体	男性	女性
令和元年度	69.1	74.2	65.0
平成26年度	53.0	62.7	45.5
平成21年度	60.0	64.9	56.4

◆あまり進んでいない、全く進んでいない (%)

	全体	男性	女性
令和元年度	17.5	13.8	20.9
平成26年度	35.1	27.8	41.0
平成21年度	30.0	23.7	34.6

(3) 次のような分野において、男女の地位が平等になっていると思いますか。

※複数回答可

◆男性の方が非常に優遇されている、どちらかといえば男性の方が優遇されている (%)

	社会的慣習 や風潮	社会生活 全体	職場	家庭生活	地域・社会 活動の場	法律や制 度上	学校教育 の場
令和元年度	64.9	57.2	58.1	56.0	46.0	41.2	15.4
平成26年度	63.7	56.5	63.7	56.7	47.1	36.2	15.8
平成21年度	64.7	57.3	62.0	59.1	40.8	32.6	12.3

(4) 女性が仕事を続けていく上で支障となっていると思いますか。

◆あてはまる、どちらかといえばあてはまる (%)

	乳幼児の 養育	家族の介 護	子どもの 教育	自分の健 康の問題	職場の条件 や制度	セクシュアル ハラスメント	その他ハラ スメント
令和元年度	84.2	72.5	72.3	60.1	68.5	50.3	52.9
平成26年度	82.2	72.2	69.6	57.0	67.5	40.4	46.3
平成21年度	85.4	74.5	71.3	57.5	67.7	38.3	—

(5) 家族のなかで子育てを、主に女性が担うことについてどのように思いますか。

◆好ましい、止むを得ない (%)

	全体	男性	女性
令和元年度	62.1	57.4	65.8
平成26年度	73.5	70.7	75.2
平成21年度	65.2	61.4	67.6

◆好ましくない (%)

	全体	男性	女性
令和元年度	18.2	16.1	19.9
平成26年度	12.6	12.2	13.0
平成21年度	23.0	23.5	22.8

(6) 家族のなかで介護を、主に女性が担うことについてどのように思いますか。

◆好ましい、止むを得ない (%)

	全体	男性	女性
令和元年度	47.9	47.4	49.0
平成26年度	60.5	58.4	62.1
平成21年度	50.7	48.9	51.9

◆好ましくない (%)

	全体	男性	女性
令和元年度	30.5	24.2	34.9
平成26年度	21.9	22.0	22.2
平成21年度	37.4	34.3	39.8

(7) 家事・育児・介護をしている時間の合計(1日あたり)

(%)

		全体	男性	女性
令和元年度	30分未満	14.2	29.8	3.8
	30分～1時間	17.9	31.5	8.7
	1～2時間	25.2	21.4	27.6
	2時間以上	36.1	6.9	56.0
平成26年度	30分未満	21.6	45.5	4.1
	30分～1時間	18.4	26.9	11.9
	1～2時間	22.3	14.3	27.9
	2時間以上	34.4	7.7	54.3
平成21年度	—	—	—	—

(8) 配偶者、恋人などからの暴力を受けた人の割合。

◆DVを直接受けたことがある (%)				◆親戚や友人にDVを受けた人がいる。又は、受けた本人から相談されたことがある。 (%)			
	全体	男性	女性		全体	男性	女性
令和 元年度	8.3	4.4	11.6	令和 元年度	8.7	8.7	8.8
平成26年度	6.4	1.8	9.6	平成26年度	9.8	6.5	12.4
平成21年度	6.7	2.6	9.7	平成21年度	8.5	6.5	9.6

(9) DVについて相談できる窓口について知っている機関がありますか。

※複数回答可 (%)

	警察	鳥取市役所	弁護士・法テラス等	福祉相談センター	地域の相談機関(人権擁護委員等)	鳥取市人権福祉センター	鳥取県男女共同参画センター
令和 元年度	61.1	26.9	21.0	19.8	16.9	15.0	12.6
平成26年度	59.3	22.0	20.1	20.1	13.3	16.9	11.1
平成21年度	-	-	-	-	-	-	-

(10) 従業員への男女共同参画に関する研修等の実施状況。【企業】

◆男女共同参画に関する研修の実施について (%)

	社外研修参加	社内研修実施	何もしていない
令和 元年度	20.6	7.7	70.6
平成26年度	27.3	7.1	66.2
平成21年度	35.6	5.2	56.2

◆女性の能力を開発・向上するための機会について (%)

	設けている	設けていない
令和 元年度	24.2	69.1
平成26年度	37.4	60.6
平成21年度	29.2	65.2

(11) 女性の登用を推進するうえでの問題点について【企業】

※複数回答可 (%)

	家庭(家事・育児等)の負担を考慮する必要がある	時間外勤務(深夜勤務)をさせにくい	女性は昇格や管理職になることを希望しない	男性職員の認識や理解が不十分	問題はない
令和 元年度	50.0	22.2	21.1	4.1	23.2
平成26年度	58.1	34.8	-	9.1	18.7
平成21年度	53.6	34.5	-	6.7	27.3

第4章 プランの基本的な考え方

1 基本理念

だれもが性別にかかわらず個人として尊重され、また自立した個人として、その個性や能力を十分に発揮できる「男女共同参画都市・とっとり」の実現を目指します。

2 施策体系

本プランでは、4つのテーマと9つの目標を定め、基本理念の実現を目指します。

また、男女共同参画を推進するため重点的に取り組む項目を設定し、さまざまな課題に対応しながら、その取り組みを加速させます。

テーマ1 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

【目標1】男女共同参画への理解促進

- (1) 男女共同参画に関する理解と共感を高めるための普及啓発活動
- (2) 男女共同参画に関する地域活動や社会活動をおこなっている団体への支援
- (3) 男女共同参画の視点でのメディア・リテラシーの向上【重点項目】

【目標2】子どもの頃からの男女平等の推進

- (1) 家庭、学校、地域が連携し、性別による固定的役割分担意識にとらわれず個性を伸ばす施策の実施
- (2) 子どもの頃から各世代にわたっての男女平等を推進する教育・学習の実施【重点項目】

テーマ2 男女がともに活躍できる環境づくり…「女性活躍推進法」に定める市町村推進計画

【目標3】働く場における女性の活躍推進

- (1) ワーク・ライフ・バランスの理解と取り組みの推進
- (2) ライフステージに応じた育児・介護支援の充実
- (3) 男性の家事・育児・介護への参画促進【重点項目】
- (4) 女性の職域拡大と管理職への登用の促進【重点項目】
- (5) 雇用の分野における男女の機会の均等と待遇の確保
- (6) 農林水産業や商工業等に女性が参画しやすい環境の整備

【目標4】地域・社会活動における男女共同参画の推進

- (1) 議会や審議会等の政策・方針決定過程における女性の参画の推進
- (2) 性別に関係なく地域・社会活動に参画できる機会の確保

テーマ3 男女間におけるあらゆる暴力の根絶…「DV防止法」に定める市町村推進計画

【目標5】男女間の暴力の発生を防ぐ環境整備

- (1) 性犯罪・性暴力を許さない環境整備【重点項目】
- (2) 暴力の防止に向けた関係機関の連携

【目標6】被害者に対する支援の推進

- (1) 被害者が安心して相談できる体制づくり【重点項目】
- (2) いつでも、どこでも、だれでも相談できる環境整備

テーマ4 安全・安心に暮らせる社会づくり

【目標7】 乳幼児から高齢者まで健康で豊かな生活を送るための支援

- (1) 生涯を通しての健康づくり
- (2) 地域包括ケアシステムの充実

【目標8】 だれもが安心して暮らせるまちづくり

- (1) 高齢者・子ども・障がい者・生活困窮者等への支援
- (2) 外国人住民等への支援
- (3) 性的マイノリティに関する理解促進【重点項目】

【目標9】 男女共同参画の視点に立った防災活動の推進

- (1) 防災に関する政策及び方針決定過程における女性参画の推進
- (2) 女性の視点を取り入れた災害対応力の強化【重点項目】

3 各テーマにおける目標

テーマ1 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

【目標1】 男女共同参画への理解促進

意識調査の結果を見ると、本市では、「男は仕事、女は家庭」という考え方（以下「性別による固定的役割分担意識」といいます。）について、反対意見が、10年前から12.6ポイント増え55.6%となり、一定の成果は見えますが、依然として女性に比べて男性の割合が低い状況が続いています。また、男女の地位について、依然として半数以上の方が、社会的慣習や風潮、職場、家庭生活などにおいて、男性の方が優遇されていると感じています。（P.8、P.9参照）

このため、だれもが性別にかかわらず個人として尊重され、また自立した個人として、その個性や能力を十分に発揮できる社会の実現に向けて、男女共同参画への理解と共感を高める取り組みの強化が必要です。

また、この取り組みを進める上で有効となるメディアを使った情報提供や啓発に当たっては、情報を受ける側がメディア（テレビ、新聞、インターネット等）からの情報をしっかりと見極めて、使いこなす能力（メディアリテラシー※1）を身につけることが重要となります。

※1 メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。

【目標2】 子どもの頃からの男女平等の推進

性別による固定的役割分担意識や、「男らしさ、女らしさ」のような性差に関する偏見・固定観念、無意識の思い込みなどは、その人に与えられた環境や意識付けなどにより擦り込まれている可能性があり、性別にかかわらずだれにも存在すると考えます。

本市においても、性別による固定的役割分担意識や、社会的慣習や風潮などによる性差に関する固定観念等があり、まだまだ男女平等の意識が進んでいるとは言えません。

子どもの頃から男女共同参画について学ぶとともに、家庭、学校、地域など社会全体で、性別による固定的役割分担意識の解消に向けた取り組みを推進します。

テーマ2 男女がともに活躍できる環境づくり …「女性活躍推進法」に定める市町村推進計画

【目標3】 働く場における女性の活躍推進

人口減少や少子高齢化が進むなか、働き方や暮らし方、家族のあり方も多様化しています。年齢別就業率を見ても、本市は共働き世帯が多く女性就業率が高い状況にあります。また、意識調査の結果を見ると、子育てや介護は女性の役割だと考える人の割合は男女ともに高く、家事・育児・介護をしている時間は、男性より女性のほうが圧倒的に多い状況です。（P.9 参照）

仕事のみを優先した生き方や、長時間労働等を前提とした働き方は、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現を阻むものです。それぞれの事情（育児や介護など）に応じた多様で柔軟な働き方の実現や、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等を行うことで、雇用や生活が安定し、だれもが暮らしやすい社会の実現に繋がるものと考えます。

このため、働き方改革を推進するとともに、企業に対して女性の職域拡大及び管理職への登用について企業へ働きかけるなど、女性が活躍できる職場環境づくりに取り組みます。

【目標4】 地域・社会活動における男女共同参画の推進

人口減少や少子高齢化など社会情勢が大きく変化する中で、全国の多くの自治体において住民主体のまちづくりの推進が課題となっています。

本市においても、各地域の実態や課題、住民ニーズに応じて、それぞれの地域にあった住民主体のまちづくり事業を展開していく必要がありますが、展開に当たっては、その活動が片方の性に偏るなど、性別や年齢等により役割が固定化することのないよう留意することが大切です。

このため、多様な主体※1が連携・協働しながら地域の課題を解決できるよう、地域における政策・方針決定過程への女性の参画拡大や、性別に関係なく地域活動や社会活動に参画できる環境づくりなど、男女共同参画の視点を反映する取り組みを推進します。

テーマ3 男女間におけるあらゆる暴力の根絶 …「DV防止法」に定める市町村推進計画

【目標5】 男女間の暴力の発生を防ぐ環境整備

DV※2など女性に対する暴力は、配偶者など親密な間柄で起こる暴力であるため潜在化しやすく、被害が深刻化する恐れがあります。暴力を生み出す背景には、男女の社会的地位や経済力の格差、固定的な役割分担意識など、社会的・構造的問題があると言われています。また、全国的にICT（情報通信技術）の進化やSNSなどの新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、その被害が多様化している現状があります。

DVのない社会を実現するためには、DVに関する正しい理解を深め、重大な人権侵害であることの認識を深めるための教育や啓発を推進し、DVを根絶する意識を醸成することが必要です。

本市においても、この5年間でDVを直接受けたことがある人の割合は増えており、男性より女性が暴力を受けている割合が高い状況です。（P.10参照）また、DVなど女性に対する暴力に関する相談件数は、年々増加しています。（P.5参照）

このため、その根絶に向けて国・県・警察など関係機関及び地域と連携した取り組みを進めるとともに、DV被害者を発見した場合の通報等について広く周知するなど、だれもが、加害者にならない、被害者にならない、傍観者にならないための教育や啓発を推進します。

【目標6】 被害者に対する支援の推進

被害者が安心して社会生活を営むためには、被害者一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな自立までの支援を行うことが重要です。DVについての相談や支援を行うため、県の婦人相談所や配偶者暴力相談支援センターなどと相互連携するとともに、被害者の多様なニーズに対応できるよう、相談窓口の情報や、24時間受付体制、多彩なツールでのコミュニケーション方法の周知が必要です。

このため、SNS相談やメール相談、オンライン面談、手話など、多様な相談方法の提供ができるよう、国や県など関係機関と連携しながら取り組みを進めていきます。

※1 鳥取市自治基本条例における市民及び市のこと。「市民」とは、市内に在住する人、市内で働き、若しくは学ぶ人又は市内において事業若しくは活動を行う団体をいい、「市」とは議会及び執行機関をいう。

※2 ドメスティック・バイオレンス（domestic violence）の略。配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力のことで、身体的暴力はもちろん、性的、心理的暴力を含む。

テーマ4 安全・安心に暮らせる社会づくり

【目標7】 乳幼児から高齢者まで健康で豊かな生活を送るための支援

男女がお互いの身体的特性を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成に当たっての前提となるものです。

また、ライフステージに応じた心身の健康を維持することは、生涯を通じて、だれもが生き生きと活躍するために大切ですが、特に、女性は妊娠・出産など、男性とは異なる健康上の問題に直面する可能性があります。

このため、安心して妊娠・出産・子育てができるための切れ目のない支援や、女性特有の健康づくりを推進する必要があります。

さらに、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることが出来るよう、健康寿命の延伸に向けた取り組みや、医療、介護、生活支援などの包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の充実・強化に向けた取り組みを推進します。

【目標8】 だれもが安心して暮らせるまちづくり

全国的に、社会的孤立やひきこもり、生活困窮、8050問題※1など、個人や世帯の抱える生活課題は複雑化し、さらに外国人住民の増加に伴う社会的ニーズの多様化も予想されます。また、多様な性※2について正しい知識がないため、当事者は生きづらさを感じ周囲の人たちも対応に困ることがあります。

本市においても、高齢者や子ども、障がい者、生活困窮者、ひとり親家庭、外国人住民等が安心して暮らすことが出来るよう支援を行う必要があります。また、性的マイノリティ（LGBT）※3であることを理由に困難な状況に置かれている人への偏見や差別をなくし、だれもが自分らしく生きることのできる社会づくりを進めることが重要です。

このため、各種支援事業や福祉サービス、自立支援などを行うとともに、性的マイノリティについて正しい知識を持つ理解者を増やす取り組みを行います。

※1 高齢の親と働いていない独身の50歳代の子が同居している世帯の生活上の問題。

※2 性のあり方には、身体の性以外にも様々な要素があり、大きく4つの要素（身体の性別、性自認、性的指向、表現する性別）から成り立っている。その組み合わせによって様々なセクシュアリティ（性のあり方）が形作られており、性的マイノリティ（LGBT）や性的指向と性自認（SOGI「ソジ」）などの用語がある。

※3 LGBTとは、性的指向（Lesbian女性の同性愛者、Gay男性の同性愛者、Bisexual両性愛者）や、性自認（Transgender「身体の性」と「心の性」が一致しない人）の頭文字を組み合わせた言葉。

【目標9】 男女共同参画の視点に立った防災活動の推進

日本各地で地震や台風などの大規模な自然災害が頻発しているなか、阪神淡路大震災・東日本大震災等、過去の災害経験によると、大規模災害においては、特に女性や子ども、脆弱な状況にある人々がより多くの影響を受けることが指摘されています。

本市においても、防災に関する平常時の備えや避難生活、復旧・復興など、各段階において、女性が主体的な担い手であることを認識し、女性の視点からの防災・復興の取り組みを進め、地域の災害対応力の強化を図る必要があります。

このため、市民や地域、各関係機関が連携し、災害から自らの生命と財産を守る地域づくりを進めるとともに、その過程において、女性の視点も取り入れた取り組みを推進します。

第5章 プランの展開

テーマ1 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

【目標1】男女共同参画への理解促進

(1) 男女共同参画に関する理解と共感を高めるための普及啓発活動

具体的な取り組み	内容	担当課
若い世代へ向けた普及啓発の促進 【新】	LINE 等を活用したアンケート調査を実施するなど、男女共同参画社会の実現に向けて若い世代の意見を取り入れるとともに、学生などによる意見交換会を実施し、男女共同参画の意識啓発を図ります。	男女共同参画課 政策企画課
鳥取市男女共同参画センター「輝なんせ鳥取」講座や情報提供の充実	男女共同参画に関する理解と共感を高めるため、ニーズに沿った講座の開催による啓発促進や、図書の貸し出しなどによる情報提供の充実を図ります。	男女共同参画センター

(2) 男女共同参画に関する地域活動や社会活動をおこなっている団体への支援

具体的な取り組み	内容	担当課
男女共同参画の視点に立った研修等、普及・啓発活動を行う団体等への支援	男女共同参画の視点に立った研修や普及・啓発活動を行う団体等への支援を行います。	男女共同参画課 男女共同参画センター

【重点項目】

(3) 男女共同参画の視点でのメディア・リテラシーの向上

具体的な取り組み	内容	担当課
メディア・リテラシーに関する広報及び啓発の推進	学校教育や社会教育を通じて、インターネットを始め、さまざまなメディアが社会や生活に及ぼす影響を理解し、情報の正・誤を見極めて活用できる能力の育成を図ります。	男女共同参画課 学校教育課 生涯学習・スポーツ課
鳥取市男女共同参画センター「輝なんせ鳥取」講座の充実	メディア・リテラシーをテーマとした講座を開催し、広く市民等へ周知を図ります。	男女共同参画センター

【目標2】子どもの頃からの男女平等の推進

(1) 家庭、学校、地域が連携し、性別による固定的役割分担意識にとらわれず、個性を伸ばす施策の実施

具体的な取り組み	内容	担当課
園児や児童等の保護者に対する意識啓発	男女共同参画の視点に立った家庭教育及び学習を推進するため、保育園や幼稚園、小・中学校PTA 連合会などを通じて、園児や児童の保護者に対する意識醸成を図ります。	こども家庭課 学校教育課 生涯学習・スポーツ課

【重点項目】

(2) 子どもの頃から各世代にわたっての男女平等を推進する教育・学習の実施

具体的な取り組み	内容	担当課
小・中学校等における人権学習の充実	小・中学校等において、人権尊重を基盤とする男女平等意識の形成に向けた教育・学習を推進します。	学校教育課
市民大学や尚徳大学における講座の充実	家庭、学校、地域など社会全体で、性別による固定的役割分担意識の解消に向けた取り組みを推進するため、男女平等意識の形成に向けた講座を実施します。	生涯学習・スポーツ課

テーマ2 男女がともに活躍できる環境づくり …「女性活躍推進法」に定める市町村推進計

【目標3】働く場における女性の活躍推進

(1) ワーク・ライフ・バランスの理解と取り組みの推進

具体的な取り組み	内容	担当課
働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組んでいる企業のPR	かがやき企業など、男女共同参画や女性の活躍推進に理解と意欲があり、働きやすい職場環境づくりなど、進んだ取り組みを行っている市内の企業を積極的にPRします。	男女共同参画課 経済・雇用戦略課
商工会議所や商工会等と連携した取り組みの推進	市内企業に対して、商工会議所や商工会などと連携し、ワーク・ライフ・バランスの理解促進や働きやすい職場環境づくりを推進する取り組みを行います。	経済・雇用戦略課

(2) ライフステージに応じた育児・介護支援の充実

具体的な取り組み	内容	担当課
本市の事業主行動計画※1を策定し、育児や介護を行う職員を支援する取り組みの推進	男女に関係なく、仕事と家庭生活の両立を図りながら、職員一人ひとりの能力を最大限に発揮できる働きやすい職場環境の整備を推進します。	職員課

※1 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき、事業主（民間事業者及び国・地方公共団体等）は、各職場における女性の活躍に関する状況を把握し、課題を分析した上で、その課題解決に必要な取り組みを「事業主行動計画」に定め、実行していくこととなっている。
国及び地方公共団体等は、特定事業主として行動計画を策定し、その取り組みが、公的部門として一般事業主（民間事業者）の取り組みを率先垂範することとなっている。

【重点項目】

(3) 男性の家事・育児・介護への参画促進

具体的な取り組み	内容	担当課
男性の家事・育児・介護への参画に向けた意識の醸成を図る取り組みの推進	男性が家事・育児・介護へ積極的に参画している体験記や、市内企業における先進事例や好事例などを広く紹介するとともに、経営トップのメッセージを発信する取り組みを進める。	男女共同参画課 経済・雇用戦略課

【重点項目】

(4) 女性の職域拡大と管理職への登用の促進

具体的な取り組み	内容	担当課
女性が活躍できる職場環境づくり	市内企業等に対して、女性が働きやすい労働条件や職場環境を整備するとともに、女性の職域拡大や管理職登用について、積極的に取り組みを推進します。	経済・雇用戦略課 企業立地・支援課
商工会議所や商工会等と連携した啓発事業の実施	働き方の見直しによる長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進、各種休暇制度の充実、子育てや介護との両立に向けた制度の定着促進、非正規労働者の待遇改善など、事業者に対して、働きやすい職場環境づくりのための啓発を行います。	経済・雇用戦略課
本市の事業主行動計画を策定し、女性職員の管理職への積極的な登用	女性の視点や発想を市の施策に反映するため、早期からの人材育成と計画的な女性職員の登用を図り、女性職員の管理職への積極的な登用を進めます。	職員課

(5) 雇用の分野における男女の機会の均等と待遇の確保

具体的な取り組み	内容	担当課
多様で柔軟な働き方を選択できる社会の実現に向けた啓発の推進	多様で柔軟な働き方を選択でき、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保に努めるよう、企業への啓発を推進します。	経済・雇用戦略課

(6) 農林水産業や商工業に女性が参画しやすい環境の整備

具体的な取り組み	内容	担当課
女性が働きやすい環境づくりや事業展開への支援	女性が働きやすい職場環境や施設整備に必要な支援を行います。また、スマート農業※1技術等を活用し、女性の一次産業への参画を推進します。	企業立地・支援課 農政企画課

※1 ロボット技術やICT（情報通信技術）、AI（人工知能）やIoT（モノのインターネット）等の先端技術を活用し、超省力化や生産物の品質向上を可能にする新しい農業。

【目標4】 地域・社会活動における男女共同参画の推進

(1) 議会や審議会等の政策・方針決定過程における女性の参画の推進

具体的な取り組み	内容	担当課
議会に対する女性の関心を高め参画できる機会の確保	議会や市政に対して関心を持ち、女性の参画を進めるため、市民を対象とした「議会報告会」への女性の参加を促します。	市議会事務局
市の政策・方針決定過程への女性の参画機会の確保	市政に多様な考え方を反映するため、市の審議会の委員等における女性登用率について目標設定するとともに、「女性人材バンク」などを活用し、さまざまな分野からの参画を促進します。	職員課 男女共同参画課

(2) 性別に関係なく地域・社会活動に参画できる機会の確保

具体的な取り組み	内容	担当課
地区公民館を活用し男女共同参画研修等の実施	男女共同参画の推進及び、地域における政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図るため、地区公民館を活用し研修等を実施します。	協働推進課

【目標5】男女間の暴力の発生を防ぐ環境整備

【重点項目】

(1) 性犯罪・性暴力を許さない環境整備

具体的な取り組み	内容	担当課
性犯罪・性暴力対策の取り組みに関する啓発	あらゆる暴力に関する正しい知識の普及と、その根絶に向けた啓発を行います。	人権推進課 男女共同参画課
若い世代へのDVに関する啓発講座の実施【新】	将来にわたり、DV（デートDV※1を含む）の加害者にも被害者にもならないために、学生等若い世代に対し、DVに関する正しい知識と、お互いの人権を尊重できる関係について学ぶための講座を実施します。	人権推進課 男女共同参画課

※1 結婚していない親密な男女間での身体への暴力、言葉や態度による暴力のことを、配偶者からの暴力と区別して、一般的にデートDVと呼ばれている。婚姻関係があるかないかの違いだけで、暴力が起こるしくみもDVと同じ。

(2) 暴力の防止に向けた関係機関との連携

具体的な取り組み	内容	担当課
あらゆる暴力の防止に向けて、国・県・警察など関係機関及び地域との連携	国が示した「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」に基づき、県や警察など関係機関及び地域と連携した取り組みを進める。	男女共同参画課 協働推進課 こども家庭相談センター 学校教育課

【目標6】被害者に対する支援の推進

【重点項目】

(1) 被害者が安心して相談できる体制づくり

具体的な取り組み	内容	担当課
関係機関との連携による相談体制の強化	被害者が安心して相談でき、必要な支援を受けられるよう、関係機関の相互連携のためのネットワーク強化を図ります。	中央人権福祉センター こども家庭相談センター
被害者等に関する情報管理の徹底	被害者及びその関係者に関する情報については、被害者保護の観点から、適正かつ厳重な取扱いを徹底します。	こども家庭相談センター

(2) いつでも、どこでも、だれでも相談できる環境整備

具体的な取り組み	内容	担当課
多様な相談方法の周知	夜間や休日でも被害者が迅速に必要な支援につながるよう、SNS相談やメール相談、オンライン面談、手話などの多様なコミュニケーション方法について周知します。	男女共同参画課 こども家庭相談センター
関係者からの通報等	被害者を発見した人が配偶者暴力相談支援センター又は警察へ通報するよう呼びかけることや、被害者を相談につなげるための取り組みを強力に進めます。	男女共同参画課 こども家庭相談センター

テーマ4 安全・安心に暮らせる社会づくり

【目標7】乳幼児から高齢者まで健康で豊かな生活を送るための支援

(1) 生涯を通しての健康づくり

具体的な取り組み	内容	担当課
健康寿命の延伸に向けた、健康づくりや疾病予防に自発的に取り組める環境整備	運動習慣の定着や歯の健康づくり、健診結果をもとに生活習慣を見直す保健指導など、いつまでもいきいきと元気に暮らせる取り組みを推進します。	健康・子育て推進課
妊産婦等の支援ニーズに応じた、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援	母子保健相談等を実施し、出産や育児への不安の解消や支援ニーズの把握を行い対応するとともに、乳幼児虐待の早期発見、早期対応につながる取り組みを推進します。	健康・子育て推進課

(2) 地域包括ケアシステムの充実

具体的な取り組み	内容	担当課
地域包括支援センターの拡充と機能強化	高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域の医療機関と介護事業者、さらに福祉関係者等との連携体制を構築し、高齢者の身体状況や希望に応じて、必要な医療・在宅介護・施設介護が切れ目なく利用できる体制を強化します。	長寿社会課

【目標8】だれもが安心して暮らせるまちづくり

(1) 高齢者・子ども・障がい者・生活困窮者等への支援

具体的な取り組み	内容	担当課
各種相談事業や福祉サービスの提供、自立支援事業の充実	「鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画」、「鳥取市障がい福祉計画・障がい児福祉計画」、「鳥取市子ども・子育て支援事業計画」などを策定し、充実した各種相談事業や福祉サービスの提供、自立支援を行います。また、パーソナルサポートセンターにおける生活困窮者の自立支援事業の充実に努めます。	中央人権福祉センター 長寿社会課 障がい福祉課 生活福祉課 こども家庭課 こども家庭相談センター 健康・子育て推進課
認知症サポーター養成講座の受講推進	認知症サポーターを増やすなど、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせる環境整備に努めます。	長寿社会課
幼児期の教育や保育の受け入れ体制及び多様な子育て支援サービスの充実	幼稚園、保育所、認定こども園等の教育・保育の受け入れ体制の整備に努めるとともに、多様な子育て支援サービスの充実を図ります。	こども家庭課
病児・病後児保育の充実	病気または病気回復後にあり集団保育が困難な乳幼児を専門施設で一時的に預かる環境整備に努めます。	こども家庭課
ひとり親家庭への支援	母子父子自立支援員を配置するとともに、ハローワーク鳥取と連携した就労支援の実施や、住宅困窮者への市営住宅への優先入居制度による支援など、ひとり親家庭の生活の安定を図ります。また、ひとり親家庭の児童に対して学習の場を提供し、学習支援を行います。	こども家庭課 保険年金課 建築住宅課

(2) 外国人住民等への支援

具体的な取り組み	内容	担当課
外国人住民等に対する情報提供体制の充実	行政文書の平易化やウェブサイト・印刷物の多言語化推進などの取組により、外国人住民等に対する情報提供体制の充実を図ります。	文化交流課
外国人住民等に対する相談・支援体制の充実	行政窓口における多言語対応や多文化共生サポーター制度推進などの取組により、外国人住民等に対する相談・支援体制の充実を図ります。	文化交流課
地域における多文化共生意識の醸成	国際理解講座や多文化交流フェスタ開催などの取組により、地域における多文化共生意識の醸成を図ります。	文化交流課

【重点項目】

(3) 性的マイノリティに関する理解促進

具体的な取り組み	内容	担当課
市民や企業等への広報や啓発活動の実施 【新】	性的マイノリティについて理解を深めるため、市民や企業等への広報や啓発活動を積極的に展開します。	中央人権福祉センター 男女共同参画課 男女共同参画センター 経済・雇用戦略課
職員研修の充実	市職員が、性的マイノリティについて正しい知識を身に着け、職場内はもとより、家庭生活や地域の場でも理解ある対応を行うことができるよう、研修を実施します。	職員課 男女共同参画課

【目標9】男女共同参画の視点に立った防災活動の推進

(1) 防災に関する政策及び方針決定過程における女性参画の推進

具体的な取り組み	内容	担当課
防災会議の委員として、女性の参画を促す取り組み	防災会議の委員を選出するにあたり、各団体等を代表して女性が参画できる仕組みづくりを進めます。	危機管理課

【重点項目】

(2) 女性の視点を取り入れた災害対応力の強化

具体的な取り組み	内容	担当課
女性の防災リーダーの育成	性別にかかわらず、各地域にある自主防災会活動へ積極的に参加してもらえよう、女性の防災リーダーを育成します。	危機管理課
女性の防災意識を高める研修の実施 【新】	男女共同参画に関する活動を行う団体等の防災意識を高めるため、防災コーディネーターによる研修を行うなど、女性の視点を取り入れた災害対応力の強化を図ります。	男女共同参画課 危機管理課

第6章 プランの推進と点検・評価

1 プランの推進

本プランの推進にあたっては、男女共同参画社会の実現に向けて全庁を挙げて取り組むため、副市長を会長とし各部局長及び関係各課長等で構成する「鳥取市男女共同参画行政推進会議」において、関係部局間の連携調整を行います。

また、国・県等との連携強化に努めるとともに、本市はもとより中核市として圏域全体の男女共同参画推進に向けた取組を進めて行くため、他の自治体との交流や情報交換などに努めます。

2 プランの点検・評価

本プランを実効性のあるものとして推進するためには、プランに基づく取り組みの進捗状況とともに、プラン全体の成果を検証していくことが重要です。

計画期間の5年間、毎年、取組状況を「鳥取市男女共同参画審議会」及び庁内の「鳥取市男女共同参画行政推進会議」に報告し、その進捗状況の点検・評価を行っていきます。

また、本プランは、社会情勢の変化や制度等の改正、本市の現状の変化等によっては、期間中であっても取り組み内容等を見直す場合があります。具体的な取り組みについては、各年度の予算編成過程等において事業の検討を行い、必要に応じて新規事業の実施や修正等を行うこととします。

